法　律

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第一号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七項中「五年以内」を「平成三十三年三月三十一日までの期間内」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

政　令

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十九号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条第一項、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の二第一項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「、第一号」の下に「又は第三号から第六号までのいずれか」を加え、「三百三十三円を」を「一人につき二百十七円を」に改め、「二百六十七円（非常勤消防団員等に第一号に該当する者がない場合には、そのうち一人については」及び「）を、第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円（非常勤消防団員等に第一号に該当する者及び第二号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち一人については三百円）」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第三項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第一項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同令第一条第三号に規定する傷病補償年金、同条第四号イに規定する障害補償年金及び同条第六号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年二月七日

総務大臣　野田　聖子
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百八十一号」を「第百八十二号」に改め、同条に次の一号を加える。

百八十二　東京パラリンピック競技大会開催準備交付金

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○文部科学省令第二号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人国立美術館に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月七日

文部科学大臣　林　芳正